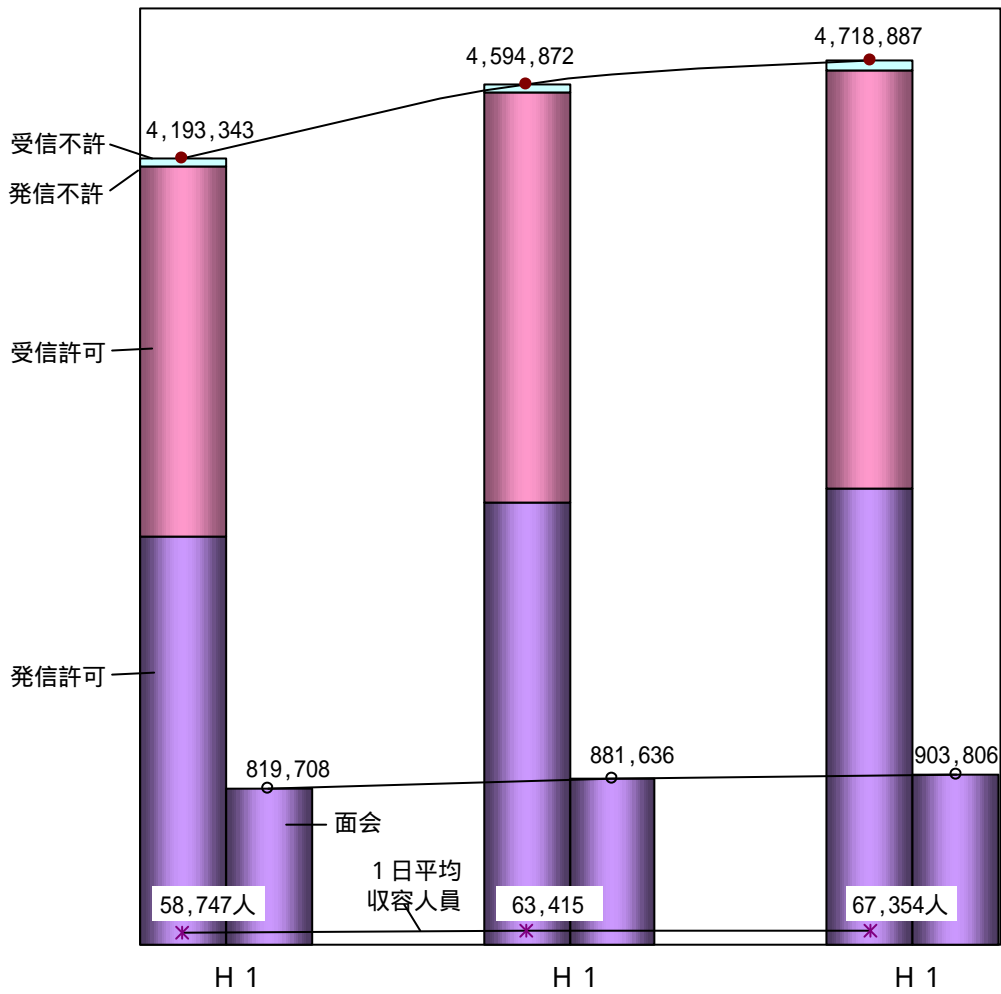


資料1

信書の発受及び面会の状況



			平成12年	平成13年	平成14年
信書の 発受	発信	許可	2,175,275	2,357,010	2,432,114
		不許可	24	34	15
	受信	許可	1,975,682	2,189,135	2,232,080
		不許可	42,362	48,693	54,678
	許可件数計		4,150,957	4,546,145	4,664,194
	不許可件数計		42,386	48,727	54,693
総計		4,193,343	4,594,872	4,718,887	
面会			819,708	881,636	903,806
1日平均収容人員			58,747	63,415	67,354

(注) 平成12年及び13年の発信不許可の件数については、栃木刑務所を除く

資料 2

被収容者の面会に関する監獄法令（抜粋）

< 監獄法 >

第 4 5 条

在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス

受刑者及ビ監置ニ処セラレタル者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ為サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

第 5 0 条

接見ノ立会，信書ノ検閲其他接見及ヒ信書ニ関スル制限ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

< 監獄法施行規則 >

第 1 2 1 条

接見ノ時間ハ三十分以内トス但弁護人トノ接見ハ此限ニ在ラス

第 1 2 2 条

接見ハ執務時間内ニ非サレハ之ヲ許サス

第 1 2 3 条

接見ノ度数ハ拘留受刑者及ヒ監置ニ処セラレタル者ニ付テハ十日毎ニ一回，禁錮受刑者ニ付テハ十五日毎ニ一回，懲役受刑者ニ付テハ一月毎ニ一回トス但二十歳未満ノ受刑者又ハ之ニ準スル処遇ヲ為ス受刑者ノ接見度数ハ所長ニ於テ教化上必要ト認ムル程度ヲ標準トシテ適宜之ヲ増加スルコトヲ得

第 1 2 4 条

所長ニ於テ処遇上其他必要アリト認ムルトキハ前三条ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第 1 2 7 条

接見ニハ監獄官吏之ニ立会フ可シ但刑事被告人ト弁護人トノ接見ハ此限ニ在ラス

（略）

所長ニ於テ教化上其他必要アリト認ムルトキハ受刑者ノ接見ニ付立会ヲ為サシメサルコトヲ得

第 1 2 8 条

外国語ハ所長ノ許可アルニ非サレハ接見ノ際之ヲ使用スルコトヲ得ス

第 1 3 9 条

接見ノ立会及ヒ信書ノ検閲ノ際処遇上其他参考ト為ル可キ事項ヲ発見シタルトキハ其要旨ヲ本人ノ身分帳簿ニ記載ス可シ

< 行刑累進処遇令 >

第 6 1 条

第四級ノ受刑者ハ親族及保護関係者ニ限り接見ヲ為シ信書ノ発送ヲ為スコトヲ得

第 6 2 条

第三級以上ノ受刑者ハ教化ニ妨ゲナキ範圍ニ於テ親族ニ非ザル者ト接見ヲ為シ信書ノ発送ヲ為スコトヲ得

第 6 3 条

接見及信書発送ノ回数ハ第四級ノ受刑者ハ毎月一回一通，第三級ノ受刑者ハ毎月二回二通，第二級ノ受刑者ハ毎週一回一通トシ第一級ノ受刑者ハ隨時接見ヲ為シ信書ノ発送ヲ為スコトヲ得

第 6 5 条

第二級以上ノ受刑者ニハ接見ノ際特ニ立会者ヲ付セザルコトヲ得

第 6 6 条

刑務所長教化上其ノ他必要アリト認ムルトキハ本章ノ例ニ依ラザルコトヲ得

資料3

被収容者の信書の発受に関する監獄法令（抜粋）

< 監獄法 >

第46条

在監者ニハ信書ヲ発シ又ハ之ヲ受クルコトヲ許ス

受刑者及ビ監置ニ処セラレタル者ニハ其親族ニ非サル者ト信書ノ発受ヲ為サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

第47条

受刑者及ビ監置ニ処セラレタル者ニ係ル信書ニシテ不適當ト認ムルモノハ其発受ヲ許サス

前項ニ依リ発受ヲ許ササル信書ハ二年ヲ経過シタル後之ヲ廃棄スルコトヲ得

第50条

接見ノ立会、信書ノ検閲其他接見及ヒ信書ニ関スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

< 監獄法施行規則 >

第129条

発信ノ数ハ拘留受刑者及ヒ監置ニ処セラレタル者ニ付テ八十日毎ニ一通、禁錮受刑者ニ付テ八十五日毎ニ一通、懲役受刑者ニ付テハ一月毎ニ一通トス但二十歳未滿ノ受刑者又ハ之ニ準スル処遇ヲ為ス受刑者ノ発送スル信書ノ数ハ所長ニ於テ教化上必要ト認ムル程度ヲ標準トシテ適宜之ヲ増加スルコトヲ得

所長ニ於テ処遇上其他必要アリト認ムルトキハ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第130条

在監者ノ発受スル信書ハ所長之ヲ検閲ス可シ

発信ハ封緘ヲ為サシテ之ヲ所長ニ差出サシメ受信ハ所長之ヲ開披シ検印ヲ押捺ス可シ

第131条

外国文ヲ用イタル信書ハ検閲ノ為メ在監者ノ費用ヲ以テ之ヲ翻訳セシムルコトヲ得

在監者前項ノ費用ヲ負担スル資力ナク又ハ其負担ヲ肯セサルトキハ信書ノ発受ヲ許ササルコトヲ得

第139条

接見ノ立会及ヒ信書ノ検閲ノ際処遇上其他参考ト為ル可キ事項ヲ発見シタルトキハ其要旨ヲ本人ノ身分帳簿ニ記載ス可シ

< 行刑累進処遇令 >

第61条

第四級ノ受刑者ハ親族及保護関係者ニ限り接見ヲ為シ信書ノ発送ヲ為スコトヲ得

第62条

第三級以上ノ受刑者ハ教化ニ妨ゲナキ範圍ニ於テ親族ニ非ザル者ト接見ヲ為シ信書ノ発送ヲ為スコトヲ得

第63条

接見及信書発送ノ回数ハ第四級ノ受刑者ハ毎月一回一通、第三級ノ受刑者ハ毎月

二回二通，第二級ノ受刑者ハ毎週一回一通トシ第一級ノ受刑者ハ隨時接見ヲ為シ信書ノ發送ヲ為スコトヲ得

第 6 6 条

刑務所長教化上其ノ他必要アリト認ムルトキハ本章ノ例ニ依ラザルコトヲ得

受刑者の外部交通に係る裁判例

< 外部交通一般について >

昭和 60 年 12 月 13 日最高裁第二小法廷判決

「このような法及び規則の規定からみれば、受刑者については、法は、規則において差入を不許可とすべき場合として明文で定める場合を除き、それ以外の場合の差入の許否を刑務所長の裁量にゆだねているものと解するのが相当である。けだし、差入は受刑者と外部との交通の一態様であるが、懲役刑は、受刑者を一定の場所に拘禁して社会から隔離し、その自由をはく奪するとともに、その改善、更生を図ることを目的とするものであって、受刑者と外部との交通は一般的に禁止されているものであるところ・・・」

< 外部交通の相手方の制限について >

平成 7 年 1 月 27 日広島高裁松江支部判決

「右のような法及びこれに基づく規則の規定からすると、法は、懲役刑が、受刑者を監獄に拘禁して社会から隔離し、その自由を剥奪するとともに、一定の作業（定役）を課すことによってその改善、更生を図ることを目的とするものであることに鑑み、受刑者と外部との交通の一態様である受刑者と外部の者との信書の発受を一般的に禁止したうえで、その許否を受刑者の処遇及び施設の管理、運営について専門的技術的知識と経験を有する刑務所長の裁量に委ねる一方、法 46 条 1 項及び 2 項により、受刑者とその親族との間の信書の発受については原則としてこれを許可すべき旨、また、受刑者と非親族との間の信書の発受については原則として不許可とし、ただ「特ニ必要アルト認ムル場合」においては非親族との間の信書の発受を許可すべき旨の信書の発受に関する許否の基準を定めているものと解される。」

平成 5 年 11 月 30 日東京地裁判決

「法 45 条 2 項は、前記のように、受刑者の接見を許可する場合においても、その相手方は原則として親族に限る旨定めているが、この規定は、通常、親族との接見が受刑者の改善、更生に好ましい影響を及ぼすことが期待できることに基づくものであるから、親族であればいかなる者であっても接見を許可するという趣旨に解すべきではなく、親族であっても、その者との接見が受刑者の処遇上又は刑務所の紀律保持上弊害がある等の事情がある場合には、接見を不許可にすることが許されるものと解すべきである。」

< 面会の立会について >

平成 12 年 9 月 7 日最高裁第一小法廷判決

「刑務所における接見時間及び接見度数の制限は、多数の受刑者を収容する刑務所内における施設業務の正常な運営を維持し、受刑者の間における処遇の公平を図り、施設内の規律及び秩序を確保するために必要とされるものであり、また、受刑者との接見に刑務所職員の立会いを要するのは、不法な物品の授受等刑務所の規律及び秩序を害する行為や逃走その他収容目的を阻害する行為を防止するた

めであるとともに、接見を通じて観察了知される事情を当該受刑者に対する適切な処遇の実施の資料とするところにその目的がある。したがって、具体的場合において処遇上その他の必要から30分を超える接見を認めるかどうか、あるいは教化上その他の必要から立会いを行わないこととするかどうかは、いずれも、当該受刑者の性向、行状等を含めて刑務所内の実情に通暁した刑務所長の裁量的判断にゆだねられているものと解すべきであり、刑務所長が右の裁量権の行使としてした判断は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合でない限り、国家賠償法1条1項にいう違法な行為には当たらないと解するのが相当である。以上の理は、受刑者が自己の訴訟代理人である弁護士と接見する場合でも異なるものとは解すべきである。」

< 検閲について >

昭和36年9月18日釧路地裁帯広支部決定

「在監者の発受する信書とは、意思伝達的手段として在監者と特定の者との間で発受された文書を称するものであり、信書の検閲とは、信書が宛名人に到達する前に、発受信者の承諾の有無にかかわらず、封書であれば開披してその内容を検査し、その内容が不相当であるときは、その到達を阻止するため一定の強制措置をとることをいうのであるが、かかる信書を検閲するゆえんのもは、未決勾留の目的である逃亡及び罪証隠滅の防止並びに審判の適正な遂行にとつて有害な信書、行刑の目的である受刑者の身柄の保全及び改善矯正の上からみて有害であり行刑の効果を阻害するような信書を排除することにあり、仮に検閲がないとすれば、国家治安の最終的業務を担当する監獄の任務は直接的必然的に侵害されることになるゆえ、かかる有害な信書を排除する直接の手段たる検閲は、公共の福祉からの制約として当然是認さるべき監獄業務遂行の正当な方法というべきである。・・・(中略)・・・以上の各法条の構成からすれば、受刑者及び被監置者が発信する文書は、宛名が私人であると公務所であるとを問わず、すべて右検閲の対象たるべき信書であると解される。宛名が公務所である場合でも信書であることに変わりはなく、これを私人にあてた場合と別異に解すべき条文上の根拠はない。」

昭和41年3月16日東京地裁決定

「未決拘禁者の発信文書を全く閲覧することができず、外部との通信を無制限に自由に放任しなければならないものとするれば、未決拘禁者が外部との通信により容易に罪証を隠滅し、または逃亡をはかること等ができることとなり、かくては、憲法がこれを是認しているものと考えられる未決拘禁制度の目的を没却することとなるから、罪証の隠滅や逃亡を予防し、監獄内の秩序を維持して、未決拘禁制度を実効あらしめるためには、監獄官吏等において、未決拘禁者の発信する文書をあらかじめ閲覧し、その内容を了知することが必要であり、かかる限度で未決拘禁者の表現の自由、通信の秘密が制限をうけることもやむをえないものというべきである。刑事訴訟法第81条が、特に、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある場合に、裁判所が、勾留されている被告人と弁護人（又は弁護人となろうとする者）以外の者との間で授受される書類その他の物について検閲しうると定め、また、監獄法第50条、同法施行規則第130条が、監獄官吏につき、未決拘禁者を含む在監者の発する信書の検閲を許容しているの

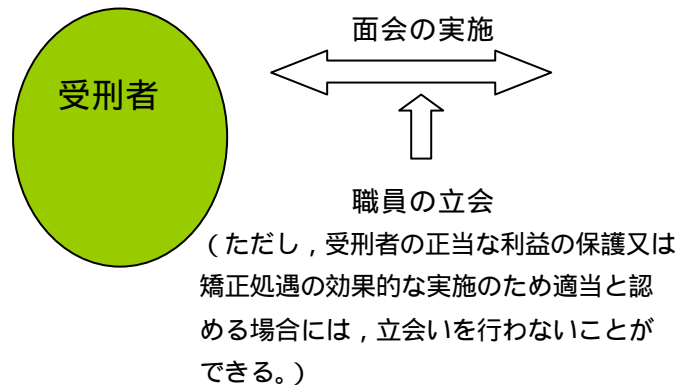
も、かかる観点からは是認されるものと解される。」

平成4年12月15日札幌高裁判決

「未決勾留は、犯罪の嫌疑がある場合に、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として被疑者又は被告人の居住を監獄内に限定するものであるから、未決勾留による被拘禁者が右の目的のために必要かつ合理的な範囲において、監獄内での自由を制限されることは当然のことである。さらに、監獄は、多数の被拘禁者を外部から隔離して収容し、これらの者を集団として管理する施設であるから、内部における規律及び秩序を維持しその正常な状態を保持する必要がある、そのために必要な限度では、未決勾留による被拘禁者について、右の面からのその自由に対する一定の制限が加えられることもやむを得ないものというべきである。・・・(中略)・・・本件訴状の写しは直接には訴訟書類の控えとして使用することを目的とするものではあるが、その内容は被控訴人の主張ないし思想を表したものであるから、憲法13条、19条、21条の規定の趣旨及び目的に照らし、それらを宅下げする自由は憲法上保障されるべき精神的自由に含まれるものと解すべきであり・・・(中略)・・・所長のした前記処分は、監獄法46条1項、50条、同法施行規則130条1項に基づくものと解されるところ、右各条項は、右の要件及び範囲内でのみ削除ないし抹消を認めたものと解するのが相当であり、そのように解して始めて前記憲法の各条項との整合が保たれるというべきである(なお、本件訴状等写しは、訴訟書類そのものではなくその控えであることを考慮すると、右各条項に規定する信書に含まれるものと解するのが相当であり、また、同法50条、同法施行規則130条1項に規定する検閲は、単に信書を審査し了知するだけでなく、その規制をすることも含むものと解すべきである。)

資料5 刑事施設法案における面会、信書の発受について

受刑者の面会（刑事施設法案第92条～第94条）



面会の相手方

- ・ 親族
- ・ 婚姻関係の調整，訴訟の遂行，家計の維持その他その身分上，法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面談をすることが必要な者
- ・ 面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者その他の刑事施設の長が相当と認める者

面会に関する制限：法務省令の定めるところにより，面会の相手方の人数，面会の場所，日及び時限，面会の時間及び回数その他受刑者の面会の態様について，刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

面会の一時停止等の措置：面会の制限に違反する行為その他刑事施設の規律及び秩序を害する行為をする場合，次のいずれかに該当する場合には，その行為，発言の制止，面会の一時停止の措置を執ることができる。

暗号の使用その他の理由によって立会いに当たる職員が理解できないものであるとき。

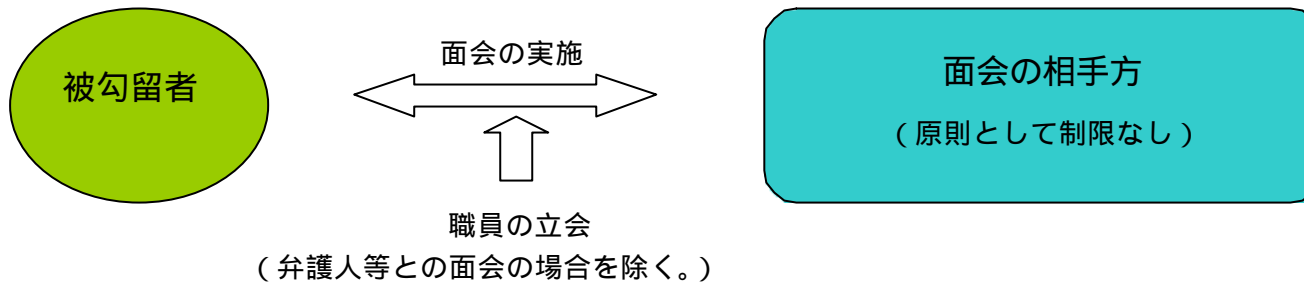
犯罪を唆すものであるとき。

逃走を図るものその他刑事施設の規律及び秩序を害するおそれのあるものであるとき。

被収容者の処遇その他刑事施設の状況に関する明らかな虚偽の事実を含むものであるとき。

受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるものであるとき。

被勾留者の面会（刑事施設法案第109条～第112条）



面会の制限

- ・ 弁護人等との面会は、日曜日その他政令で定める日以外の日の刑事施設の執務時間内で、刑事施設内の面会室で行う。同時に面会することができる弁護人等の人数は3人以内。ただし、弁護人等からこれらの制限によらない面会の申出がある場合は、刑事施設の管理運営上支障があるときを除き、その申出に応じる。
- ・ 弁護人等以外の者との面会については、法務省令の定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時限、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

面会の一時停止等の措置：面会の制限に違反する行為その他刑事施設の規律及び秩序を害する行為をする場合、次のいずれかに該当する場合には、その行為、発言の制止、面会の一時停止の措置を執ることができる。

暗号の使用その他の理由によって立会いに当たる職員が理解できないものであるとき。

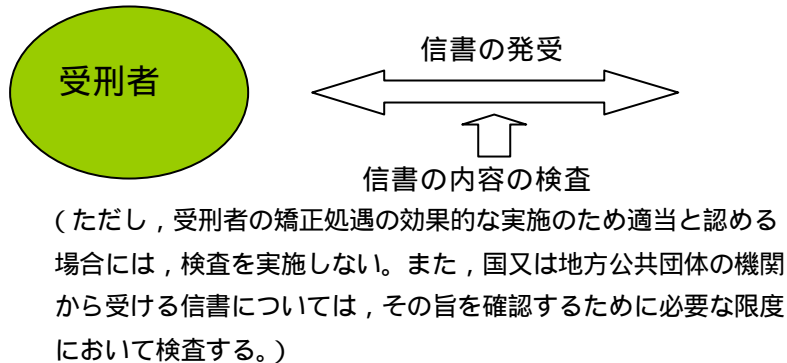
犯罪を唆すものであるとき。

逃走を図るものその他刑事施設の規律及び秩序を害するおそれのあるものであるとき。

被収容者の処遇その他刑事施設の状況に関する明らかな虚偽の事実を含むものであるとき。

罪証の隠滅を図るものであるとき。

受刑者の信書の発受（刑事施設法案第95条～第100条）



信書の発受の相手方

(原則として制限なし。ただし、犯罪性のある者
その他受刑者が信書を発し、又は受けることにより、
刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあり、
又はその受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者については、
信書の発受を禁止することができる。)

信書に関する制限：法務省令の定めるところにより、信書の作成方法，字数及び回数，発受の方法について，刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

信書の内容による差止め等：信書の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当する場合には，その発信又は受信を差止め，又はその該当箇所を削除し，若しくは抹消することができる。

暗号の使用その他の理由によってその内容が理解できないものであるとき。

発信又は受信によって，刑罰法令に触れることとなり，又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

発信又は受信によって，逃走その他刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため，受信人を著しく不安にさせ，又は受信人に損害を被らせるおそれがあるとき。

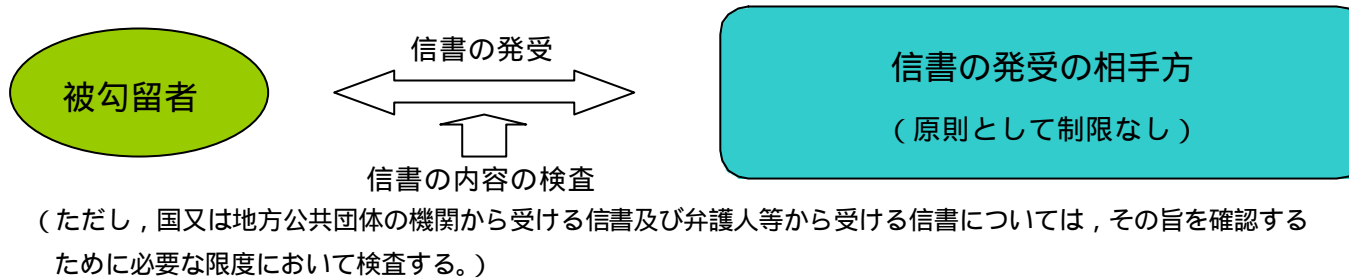
受信人を著しく侮辱する記述があるとき。

被収容者の処遇その他刑事施設の状況に関する明らかな虚偽の記述があるとき。

発信又は受信によって，その受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

(ただし，国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの，弁護士との間で発受する信書であって，弁護士法第3条第1項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものは，その部分の全部又は一部が上記の から に該当する場合を除いて，その発信・受信を差し止めることができず，上記 から に該当する場合においても，その該当箇所を削除し，又は抹消することができない。)

被勾留者の信書の発受（刑事施設法案第113条から第117条）



信書に関する制限

- ・ 法務省令で定めるところにより、弁護士等との信書の発受に関し、被勾留者の防御の準備に支障を生じないよう、やむを得ない限度で、信書の作成方法、発受信の方法について、刑事施設等の管理運営上必要な制限をすることができる。
- ・ 弁護士等以外の者との信書の発受に関しては、法務省令の定めるところにより、信書の作成方法、字数及び回数、発受信の方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

信書の内容による差止め等：信書の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当する場合（弁護士等に対して発する信書にあっては、からまで）には、その発信又は受信を差止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。

暗号の使用その他の理由によってその内容が理解できないものであるとき。

罪証の隠滅を図るものであるとき。

発信又は受信によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

信又は受信によって、逃走その他刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信人を著しく不安にさせ、又は受信人に損害を被らせるおそれがあるとき。

受信人を著しく侮辱する記述があるとき。

被収容者の処遇その他刑事施設の状況に関する明らかな虚偽の記述があるとき。

（ただし、国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの、弁護士との間で発受する信書であって、弁護士法第3条第1項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものは、その部分の全部又は一部が上記の から に該当する場合を除いて、その発信・受信を差し止めることができず、上記 から に該当する場合においても、その該当箇所を削除し、又は抹消することができない。）

資料6 諸外国の受刑者の外部交通

	面会	信書の発受	電話の使用
<p>米国（連邦） (Program Statement 5267.06 5265.11 5264.07 による)</p>	<p>相手方：面会者リストに掲載された者のみについて面会できる。 親族以外の者については、軽警備施設に収容されている者については施設の保安又は秩序を害するおそれがない場合、中警備・重警備施設に収容されている者については拘禁前に交流があった場合であって施設の保安又は秩序を害するおそれがない場合にリストに掲載することができる。 面会者は、犯罪歴等の調査を実施した上でリストに掲載される。 実施要領：面会時間は1月に少なくとも4時間 土曜、日曜、休日、可能であれば夕方時間帯に面会時間を設定する。 立会：面会については禁制品の授受の禁止、施設の保安及び秩序の確保のために職員が立会する。 面会者との制限された身体の接触（握手、抱擁等）は施設の保安及び秩序を害する明白かつ確定的なおそれがないければ許可される。</p>	<p>相手方：施設の保安、秩序等を害するおそれがある信書の発受を行った場合等受刑者の行状により、リストに掲載された者に制限されることがある。 検閲：受刑者が受信するすべての一般信書は開封され、同封物の有無を検査される。 受刑者が発する一般信書については、軽警備施設では、施設の運営を害する等と信じる理由がある場合を除いて検閲を実施せず、中警備・重警備施設では検閲を行う。 特別信書（大統領、連邦司法省、裁判所等あての信書）は、下記の（1）から（3）までにより制限される場合を除いて、被収容者が封をし、検査を受けない。 （1）所長が受信人に対する脅迫を含むおそれがあると証明する場合は、管区参事官の合意を得て、被収容者について特別信書を制限する指定をすることができる。（この指定は少なくとも180日ごとに見直す。） （2）特別信書を制限する指定をさ</p>	<p>相手方等：リストに掲載された者（原則として30人まで）に対して電話での会話が可能。 施設の秩序・安全等の面から施設長の判断により使用を制限される。 回数：1回当りの通話時間等は少なくとも3分とし、上限は施設の長が決定する。通常は、1回の通話は15分以内、毎月300分以内 実施要領：弁護士以外との通話は傍受できる。傍受の可能性についてはあらかじめ周知しておく。 通常、通話料金は受刑者の所持金から差し引かれるが、所持金の少ないものについては、少なくとも月1回のコレクトコールによる通話が許可される。</p>

		<p>れた被収容者は、特別信書として発信しようとするすべての物、包装を職員に提示しなければならない。職員は、被収容者の面前で、その物及び包装について禁制品が含まれていないかどうかの検査を実施する。</p> <p>(3) 受信人からの要請がある場合は、脅迫文を含むかどうか確認するため、職員が特別信書の内容を閲読する。脅迫文が含まれると認められる信書は然るべき法執行官に送付される。</p> <p>実施要領：各施設長が取扱要領を定めている。</p>	
<p>英国 (英国監獄規則， Prisoners' Information Book 及び海外視 察結果による。)</p>	<p>相手方：受刑者が選択し、面会の要請書を送付した相手</p> <p>実施要領：受刑者からの面会要請書を持参し面会を実施。施設により異なるが、少なくとも4週間ごとに2回、各60分の面会ができる(ただし、施設の業務繁忙等を理由に30分に短縮することができる。)</p> <p>立会：内務大臣の特別の指示がない限り、面会は職員の視線内でこれを行い、職員が会話を聞くことのできる状態で行うこととなっている(監獄規則34条)</p> <p>セキュリティレベルの高い施設では、面会者の持物検査、身体</p>	<p>相手方：他の施設に収容されている者とその家族への発信は許可が必要</p> <p>検閲：禁止されている物が同封されていないかどうか開封する。</p> <p>セキュリティレベルの高い施設においては、内容の検査が実施され、それ以外の施設においても施設の長の判断により内容の検査を実施することができる。</p> <p>裁判所、欧州人権委員会、欧州人権裁判所及び欧州司法裁判所との間の信書については、不正な封入物(第三者に対する通信を含む。)が同封されていると信ずべき合理的な根拠があると認めるときは開披することができ、信書</p>	<p>相手方等：原則として許可された相手方のリストに掲載されている者と電話による会話が可能</p> <p>回数：施設の長が電話料金の使用制限を設定することがある。</p> <p>実施要領：セキュリティレベルの受刑者については内容はすべて傍受され、それ以外の施設でも無作為に内容の傍受を実施され、会話は録音され得る(弁護士との会話は傍受されない。)</p> <p>通常、受刑者はテレホンカードを購入し、それにより通話を実施する。</p>

	<p>検査(靴,口,耳,髪の中を含む。)を実施。それ以外の施設でも,無作為に検査を実施。</p>	<p>の内容が施設の保安若しくは他者の安全に危険を及ぼし,又は犯罪的な性質のものであると信ずべき合理的な根拠があると認めるときは開披し,閲読し,差し止めることができる。</p> <p>実施要領:自費による信書の発信は回数制限なし。ただし,内容の検査が実施される場合,セキュリティレベルが高い施設においては,発信回数や信書の長さ(少なくともA5サイズ5枚は許可される。)等が制限され得る。</p>	
<p>ドイツ (ドイツ行刑法及び海外視察結果による。)</p>	<p>相手方:施設の保安又は規律が危うくされるおそれがあるとき,親族以外の者で受刑者に有害な影響を与え,またはその社会復帰を妨げるおそれがあるときは禁止できる(行刑法25条)。</p> <p>実施要領:月の面会時間の合計は少なくとも1時間(行刑法24条1項)(テゲル刑務所では1月に4回(各50分)まで認めている。)</p> <p>立会:処遇又は施設の保安若しくは規律上の理由から職員の立会いを実施することができる(行刑法27条1項)(テゲル刑務所では,一般の面会は,複数の面会が一室で行われ,職員はガラス越しに監視を実施している。)</p> <p>また,保安上の理由から面会者の</p>	<p>相手方:施設の保安又は規律が危うくされるおそれがあるとき,親族以外の者で受刑者に有害な影響を与え,またはその社会復帰を妨げるおそれがあるときは禁止できる(行刑法28条)。</p> <p>検閲:処遇上又は施設の保安若しくは規律上の理由から必要である場合は検閲できる。ただし,弁護人等との信書,連邦又は州議会及びその議員,欧州議会及びその議員,欧州人権裁判所,欧州人権委員会,連邦又は州の情報保護担当者あての信書は検閲されない(行刑法29条)。</p>	<p>相手方等:行刑法の規定では,面会に関する規則を準用(行刑法32条)(テゲル刑務所では,自費で(1月50ユーロ分)相手方を問わず電話をかけることが可能である。)</p> <p>実施要領:必要な場合は傍受し,傍受する場合は電話の接続直後に傍受されている旨を告知する。(行刑法32条)(テゲル刑務所では原則として会話内容の傍受,録音はしていない。)</p>

	検査を実施できる（行刑法24条3項）		
フランス （海外視察結果による。）	<p>相手方：直系親族を除いては、事前の申請に基づいて施設側が相手方の犯歴等について調査し、許可、不許可が決定される。また、施設の安全が保たれないと判断される場合、本人の社会復帰のために望ましくないと考えられる場合には不許可とされる。</p> <p>実施要領：面会時間は施設によって異なるが概ね1回35分から45分程度。</p> <p>ポワシー中央刑務所の例では面会は週末に実施されている。</p> <p>立会：面会室の入室前後に面会者の身体検査を実施。</p>	<p>相手方：受刑者の選択した者（ただし、受刑者の社会復帰、施設の安全又は秩序に重大な損害を与えると考えられる場合は、親族以外の信書の発受を禁止することができる。）</p> <p>検閲：弁護士、一定の行政機関、司法機関に対する発信は封をした上で発信できる。</p> <p>信書の内容に人又は施設の安全に対する具体的な脅威が含まれている場合は発受が差し止められる。</p>	<p>相手方等：中央刑務所では原則として親族（ポワシー中央刑務所では広く認めている。）</p> <p>回数：ポワシー中央刑務所の例では月6回</p> <p>実施要領：ポワシー中央刑務所の例では、売店で購入したテレホンカードを使用（資力がない者については、事情に照らしてテレホンカードを支給する。）</p> <p>ポワシー中央刑務所では、相手側の電話番号を控えることはするが内容の傍受はしていない。</p>

資料7 外部交通関係の国際準則について

被拘禁者処遇最低基準規則（Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners）

（1955年犯罪予防及び犯罪者処遇に関する国連第1回会議において採択）

第37 被拘禁者は、必要な監督のもとに、一定の期間において、自己の家族および信用するに足りる友人と通信および面会により交通することが許されなければならない。

第92 未決被拘禁者には、訴訟の進行ならびに施設の安全および秩序のために必要な制限および監督だけに服することを条件として、自己が収容されたことを、直ちに、家族にあてて通知することが許されなければならない。かつ、家族もしくは友人と通信し、またはこれらの者の訪問を受けるために必要なすべての便宜が与えられなければならない。

第93 未決被拘禁者は、自己の弁護のために、可能な場合においては無料の法律援助を求め、かつ、自己の防御のための弁護人の訪問を受け、および内密の指示文書を準備してこれをその者に手渡すことが許されなければならない。この目的のために、未決被拘禁者の希望があれば、必要な筆紙を供与しなければならない。未決被拘禁者と弁護人との面会は、警察官または施設の職員の監視のもとに行なわせることができる。ただし、談話の内容を聴取してはならない。

形態を問わず抑留又は拘禁されている者の保護に関する原則（被拘禁者保護原則）(Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment)

（国連総会決議：1988年国連総会において採択）

原則 18

- 1 被抑留者又は被拘禁者は、自己の弁護士と連絡し、相談する権利を与えられなければならない。
- 2 被抑留者又は被拘禁者は、自己の弁護士と相談するための十分な時間及び便宜を与えられなければならない。
- 3 被抑留者又は被拘禁者が、自己の弁護士の訪問を受け、相談し及び遅滞又は検閲なく完全な秘密の下に通信する権利は、法律又は法律に基づく規則によって定められた例外的な場合において、安全及び秩序を維持するために必要不可欠と司法上その他の機関によって認められる場合を除いては、停止され又は制限されてはならない。
- 4 被抑留者又は被拘禁者と弁護士との面会は、法執行官の見える範囲内で行われてもよいが、聴取できる範囲内で行われてはならない。
- 5 この原則において言及された被抑留者又は被拘禁者とその弁護士の間の連絡は、それが継続し又は計画されている犯罪に関連する場合を除いて、これを被抑留者又は被拘禁者に対する証拠として用いることはできない。

原則 19

被抑留者又は被拘禁者は、法律又は法律に基づく規則に定める合理的な条件及び制限に従って、特に、家族と面会し、通信する権利を有し、かつ、外部社会と連絡する適当な機会を与えられなければならない。